

2016年12月22日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

「ご家族登録制度」の開始

～ ご契約者のご家族へ安心をお届けするサービス ～

ジブラルタ生命保険株式会社（代表取締役社長兼CEO 山内一洋、以下「当社」）は、ご契約者があらかじめご家族をご登録いただくことで、ご家族がご契約者に代わって保険契約内容のお問い合わせなどを実施いただけるサービス「ご家族登録制度」の取り扱いを12月22日（木）から開始します。当社は、お客さまに確実に保険金をお届けする、という使命のもと、これからもお客さまにご満足いただける質の高い生命保険サービスの提供を目指してまいります。

■サービス概要

「ご家族登録制度」は、ご契約者のお申し出によりあらかじめご登録いただいたご家族が、ご契約者に代わって以下の事項を実施いただけるサービスです。

- ① 保険契約内容の照会
- ② 各種請求書のご契約者宛送付依頼

■ご契約者のメリット：こんな時に安心

- ✓ ご契約者が高齢で、将来に向けて保険契約の管理にご不安をお持ちの場合
- ✓ ご契約者が怪我や病気などで当社に連絡ができない場合
- ✓ 大災害発生時等に当社がご契約者と連絡が取れない場合、当社からご登録いただいたご家族にご連絡いたします。

■お申込み方法

当社のライフプラン・コンサルタント（営業社員）および代理店を通じてお申し込みいただくか、ご契約者ご本人から当社コールセンターにお申し出いただければ「登録申込書」をご郵送いたします。保険契約ご加入時のほか、継続中のご契約についても中途申込が可能です。

■ご登録いただけるご家族の範囲

- ご契約者の配偶者または三親等以内の親族（未成年者は不可）
- 1保険契約につき、ご家族1名まで

※詳細は添付資料「ご家族登録制度のご案内」をご確認ください。

大切なご契約を
お伝えする
ために

新制度開始!

ご家族登録制度のご案内



あらかじめご登録いただいたご家族が、契約者様に代わって「保険契約内容のお問い合わせ」などを行うことができます。

登録ご家族へのサービス内容

- 1 契約者様の保険契約内容について、情報の提供を受けることができます。
- 2 当社へ、各種請求書類の契約者様宛の送付依頼をすることができます。

登録可能なご親族の範囲

契約者様の配偶者または
3親等内のご親族

※指定代理請求人を優先的にご指定ください
※未成年者は登録できません

登録可能な人数

1名(1契約につき)
※契約ごとの登録となります

ご登録いただくご家族情報

氏名・性別・生年月日・続柄・
住所・電話番号(メールアドレス)

ご家族登録サービスなら、こんな時でも安心!

- ☑ 契約者ご本人だけで
保険契約の内容を
把握しておくのが不安だ



- ☑ 契約者ご本人が
保険契約の内容を
確認できない



- ☑ 契約者ご本人が
連絡できない



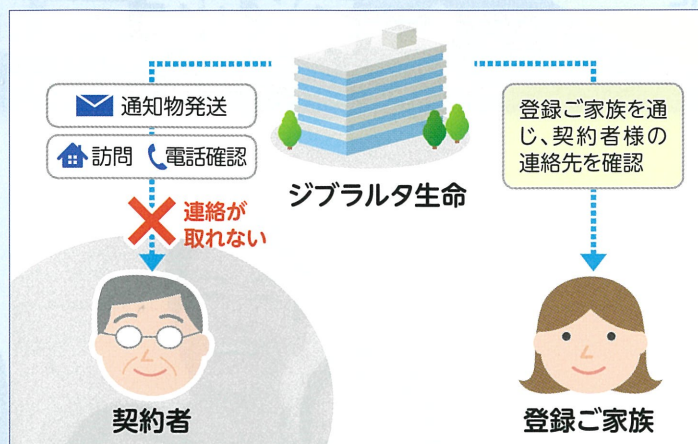
- ☑ 契約者ご本人の代わりに
請求書類を取り寄せてほしい



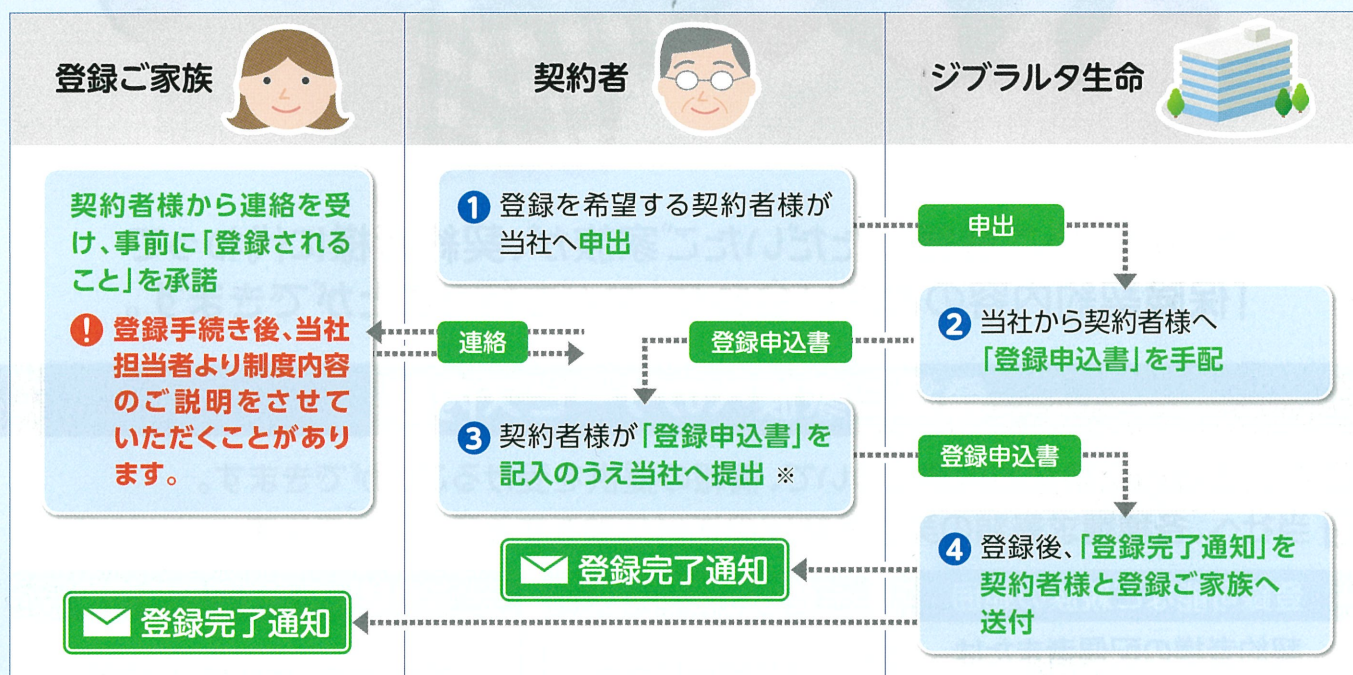
Gibraltar
ジブラルタ生命

当社から登録ご家族へ連絡するケース

- 1 契約者宛の通知物が届かないことが判明した場合
- 2 登録住所を訪問したが、所在が確認できなかった場合
- 3 大災害発生時等に契約者様と連絡が取れない場合



登録手続きフロー



※登録ご家族に対し保険契約に関する情報開示をすることについて被保険者・受取人の同意を取得ください。

指定代理請求特約のご案内

被保険者ご本人がご請求できない特別な事情がある場合に、指定代理請求人が被保険者様に代わって保険金・給付金などをご請求いただける「指定代理請求特約」をご用意しておりますので、当特約の中途付加をご希望の場合は下記までお問い合わせください。

登録ご家族に提供できる情報、契約者様宛に送付を依頼できる書類の詳細については、下記までお問い合わせください。

ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客様 **0120-37-2269**

教職員の皆様 **0120-37-9419**

通話料
無料

※携帯電話・PHSからのご利用になれます。

受付時間 平日8:30~20:00 土曜9:00~17:00(日・祝・12/31~1/3を除く)

●ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先(担当者)